

# 公開月例研究会講演記録〈第 251 回 (2009.12.12)〉—

2007～2008 年度産業経営動向調査プロジェクト成果報告

## 「日本における中小企業会計実務の動向」

日本大学経済学部教授

村田直樹

淑徳大学講師 税理士

沼恵一

### 1. はじめに

○村田 お忙しい中、ご参集頂きありがとうございます。

2007～2008 年度産業経営動向調査の成果報告をさせていただきます。私の方から、この調査の概要と目的について若干話をさせていただいて、詳しい内容については、このプロジェクトの中心になっていただいた沼先生から報告をお願いすることになります。

「日本における中小企業会計実務の動向」というテーマを選択して、この調査を行おうとしたのは、現在、中小企業をめぐる、法律ですとか会計制度の環境などの変化が著しい時期にあります。2005 年に新会社法が施行されて以来、それに追従する形で、日本公認会計士協会、日本税理士会、日本商工会議所、企業会計基準委員会によって「中小企業の会計に関する指針」が公表されて、その後この指針は毎年のように改定されています。

従来の中小企業の会計実務は税法基準がその中心で、長い間、税法を核とした会計実務が定着していました。この中小企業の会計に関する改正は、いわゆる会計ビッグバンのもう一方の端にあるものだと考えられます。そう考えますと、IFRS へのアドプションと決して無縁のものではありません。いずれそれが中小企業会計にも影響を与える事態になるのではないかと考えています。

こういう制度的な背景の重要性を否定するものではありませんが、中小企業の会計実務については従来から必ずしも正確に把握されているわけではなく、開示を前提としていない会計実務のあり方が、開示を前提とした大企業の会計制度に包含

されるという意味を問う必要があるのではないかと考えました。そこでこの調査では、中小企業会計の実態を明確にして、会社法や中小企業会計基準の設定に伴い、中小企業の会計実務がどのように影響を受け、そのトレンドがどのように変化するか、動向を調査したということです。

さらに中小企業の管理会計に関する調査の実施も目的の 1 つにありまして、私が記憶している範囲では、中小企業の原価計算に関する調査が 1960 年代に東京工業大学の小林先生によってされて以来、大規模な調査が行われたことがありません。中小企業の経営者も原価管理や管理会計に興味を示しているのだけれども、それが普及するには至っていないのが現状です。そこで、中小企業の管理会計がどのように取り扱われているか、併せて調査することにしました。沼先生はご専門が管理会計なので、この辺についても詳しくご報告があると思います。

なお、ここで「中小企業」の定義ですが、範囲を明確にしておきますと、資本金額では定義しておりません。中小企業の場合、資本金額が必ずしもその規模を表すとは限りませんし、また、資本金額あまり小さくすると債務超過につながって、資金調達に困るので、資本金額を意識的に大きくする企業もあります。したがって、基本的には資本金額ではなくて従業員数で、「1 人から 1,000 人以下」の範囲を念頭に置いて「中小企業」を想定しています。

次に調査の概要を若干説明させていただきます。調査期間は 2007 年 4 月から 2008 年 3 月までで、調査方法は郵送アンケート調査で、アンケートの対象を税理士に定めています。その理由は 2 つありまして、1 つは、中小企業の会計実務の実質的

な担い手が税理士であること。もう1つは、中小企業の会計実務に関する経営者の意識調査は公的機関によって毎年行われていますので、別の角度から中小企業の会計実務を見てみようというのが狙いです。

全国の税理士に対して3,012通のアンケート票を郵送しまして、有効回答数は263通です。公官庁の統計担当者にヒアリングしたところ、税理士の全体的な規模から考えて、250通程度あれば、まあ有効なトレンドを計れるという話でしたので、それは満たしたかなという感じです。

有効回答数を地区別に申し上げますと、東京が105通、福岡32、長崎県30、愛知県18、宮城15、北海道15、広島10、長野9、香川8、神奈川8、福島5、神戸が2、新潟も2で、熊本、群馬、千葉、大阪がそれぞれ1となっています。東京に偏っている感じがしますが、税理士の数も多いですし、東京税理士会にお願いして便宜を凶ってもらった関係もあって、こういう結果になっております。

アンケート項目概要ですが、1つは会計事務所の概要を聞いています。2番目に顧問先企業の規模について、3番目が中小企業会計に関する指針について、4番目に会計参与について、5番目に純資産について伺っています。6番目に管理会計・原価計算についてですが、この詳しい内容は沼先生の方から報告があります。

なお、初年度に予備調査を行いました。長崎県佐世保市と大阪の新大阪地区の経験5年以上の税理士さん10名に一旦アンケートに答えていただいて、不備や答えにくい点を改善して、本調査という形で進めさせていただきました。

それでは沼先生の方から、よろしくお願いたします。

## 2. 税理士アンケート調査による中小企業会計の実態－税理士に対する実態調査－

ただ今ご紹介にあずかりました沼です。よろしくお願いたします。

まず会計事務所の概要ということで、個人事務所か税理士法人か、事務所の開業からの年数、事務所の従業員数、事務所の年間売上高について質問しました。これらの質問より、会計事務所の経営の実態が把握できると考えました。また、中小企業の経営実態の悪化が顕著である近年、このよ

うな調査が行われておらず、貴重なデータが得られると考えました。

「A-1 あなたの事務所は次のどれに当たりますか」という質問では、税理士は個人事務所が多いことが分かります。税理士法人が普及しない原因は、税理士法人はパートナーとともに無限責任を負わなければなりません。近年、税理士に対する損害賠償請求も多額になっておりまして、無限責任ですからパートナーとなる従業員に対する負荷も大きいし、給料の問題も出てきます。個人事務所で雇っている方が、有資格者の従業員に対して負担を与えないし、給料も少なく済むことになります。また、他人同士でやっている場合、報酬の分配をめぐるかなり争い事も多く見られます。そのため、一時期、税理士法人は増えたのですが、近年は解散されることが多くて、税理士法人に貯められた利益の分配をめぐる訴訟も起きていますが、やはり税理士法人が無責任であることが一番の足かせとなって、普及していないと考えられます。

「A-3 あなたの事務所の現在の従業員数を教えてください」では、1人から5人の従業員を抱えている事務所が圧倒的に多いことが分かります。以前、東京税理士会で調査したところ、従業員数は平均2.3人でした。配偶者も専従者として従業員に加えますと、ほとんどの事務所が従業員は1人いるかないか、そういうレベルであることが分かります。

次に事務所の年間売上高については、2の1,000万円から3,000万円未満が37.55%で最も多く、1の1,000万円以下を含めると59%近くになり、3,000万円を超えると急に分布が少なくなっています。1965年以降、税理士報酬が変わっていません、顧問料が変わっていないということが、このような数字になって表れていると思われます。

次にBの顧問先に関する質問です。まず顧問先企業の件数ですが、分布を見てお分かりのように、1の20件未満が一番多く、次に2の20～50件未満、3の50～100件未満という順で、この辺りにかなり多く分布しています。

先程、村田先生からもご説明がございましたが、中小企業の場合、資本金が必ずしもその企業の実態を表していません。1つは税金の問題で、資本金を大きくすると地方税の均等割額が大きくなっ

てしまうので、意識して資本金の額を小さくして、実際の規模は大きいという例がかなり見られます。そこで、従業員数を聞くのが一番企業の規模の実態を表すのではないかということで、「B-1でお答えいただいた顧問先企業数を従業員規模別に振り分けてください」という質問をしましたところ、やはり規模がかなり小さいことが分かりました。2の2~5人が一番多く、その次が3の6~10人、4の11~20人と続きます。5の21~50人以降はどんどん分布数が減ってまいりまして、税理士が担当しているところは中小企業というよりむしろ零細企業が多いということになります。

次に顧問先企業数を売上規模別に振り分けていただきますと、3,000万円~1億円未満が一番多く、1,000万円~3,000万円未満、1~5億円未満を合わせると73.53%で、ほとんどが5億円未満です。

新会社法の各制度の導入状況に関する顧問先企業の対応について、幾つか聞いております。まず取締役の任期延長については、「コンサルトする以前から導入済み」が9.13%、「導入することを指導しなかった」が19.77%ありますけれども、「導入することを指導した」が53.23%で、半数以上の顧問先に対して税理士が指導を行っています。

その結果、取締役の任期延長について、「導入された」が36.12%、「導入予定が立てられた」が9.13%で、かなり多くのところが導入している。ノーアンサーが31.13%もありまして、これはどういう意味か不明ですが、「導入しなかった」は15.97%で、かなり少なくなっています。

取締役の任期延長について、「税理士自身が制度を知らなかった」はさすがに少なく、0.38%ですが、「導入する必要がないと税理士が判断した」が15.97%、「顧問先企業に導入する意思がなかった」が18.25%です。ここでもノーアンサーが61.22%もあるのはちょっと気になりますが、おそらく「導入した」ということだと思われます。

次に「C-1 中小企業の会計に関する指針の内容を知っていますか」という質問に対して、「よく知っている」が73件で27.76%、「ある程度知っている」が161件で61.22%、「詳しくは知らない」が22件で8.37%、「知らない」が1件で0.38%です。「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせると約9割ですから、かなり認知度が高いことが分かります。

今、中小企業が金融機関から融資を受ける場合、中小企業の会計指針に適応しているかどうかというチェックリストがあります。そのチェックリストを提出することによって、保証料の割引、金利の割引等があります。そのために税理士は顧問先企業からチェックリストの作成を強く望まれることがありますので、必然的に認知度が高くなっていると思われます。

認知はしているけれども、実際の導入はどうかということで、「C-2 中小企業会計基準の採用度について」聞きますと、「すべての顧問先企業に対して採用している」が43事務所、構成比16.35%。「一部の顧問先企業に採用している」が99で、37.6%、「全く採用していない」が108で、41.06%です。そしてその全く採用していない108のうち、「検討中である」が39、「検討していない」が34でした。中小企業会計基準の採用度はまだ低く、全面的な対応をしているのは2割以下ということです。

では、この基準を採用していない理由について質問しますと、「顧問先企業に採用するメリットがないため」が一番多く、112件、構成比42.59%。次に「顧問先企業に対応能力がないから」が56件、21.29%。「会計事務所の負担が増えるため」が16件で、6.08%。「その他」が9件、ノーアンサーが70件ありました。

顧問先企業に採用するメリットがないというのは、中小企業会計基準の指針にのっとって、きちっとした決算を行うと、赤字が多くなってしまいます。現在、財務会計と税務会計との利益の差がかなり出てきますので、中小企業にとっては、会計上の利益が赤字で、そして税金を払わなければならないという、最悪の結果になってしまいます。これが中小企業の経営者にとって頭の痛い問題で、理想的なのは、会計上黒字で、税務上マイナス、これが一番いいわけですが、そうはいかない。全面的に採用しますと、会計上の赤字が増えてしまって融資等に滞りが出てきてしまう。これが採用するメリットがないことの最大の理由です。

それでは「主要な採用目的について1つだけお答えください」という質問に対しては、「資金調達を容易にするため」が106件で4割を占めています。「管理目的のため」が49件、18.63%。「課税所得を計算するため」が24件、9.13%。そして「利

益計算のため」が19件、7.22%です。

やはり資金調達を容易にするため、金融機関に対する説得力を高めるとというのが一番の理由のようです。メガバンクなどは、チェックリストのチェックの数で金利を上下させますので、資金調度を容易にするためには、中小企業の会計の指針にのっとった決算書が必要であるということです。

次に「会計参与の依頼・受託についてお答えください」という質問を行いました。会計参与というのは大きな問題で、これが税理士業務に対してどういう影響を及ぼすか、私達も関心のあるところですが、正直言って、まだ内容がはっきりしないというのが、今抱えている問題です。

回答を見ますと、一番多いのが「会計参与の依頼はない」で、224件、85.17%。次に「会計参与の依頼があったが受託しなかった」が26件、9.89%。「会計参与の依頼があり受託した」は8件、3.04%。ノーアンサーが4件、1.52%。「依頼があり受託した」と「依頼があったが受託しなかった」が両方あるのが1件で、0.38%。ですから圧倒的に「依頼はない」というのが現実的なところです。これは、制度自身がお客様である顧問先企業に浸透していないことと、中々メリットが見えてこないということもあると思われます。

次に、会計参与の内容についてどの程度知っているかという問いに対して、一番多いのが「内容は部分的に知っている」、次が「内容をよく理解している」で、この2つで93.13%を占めています。「内容は知らないが、名称は聞いたことがある」は13件、4.94%で、ぐっと少なくなります。そしてノーアンサーが5件、「全く知らない」が1件です。

「顧問先企業が会計参与を設置する予定がありますか」と聞きますと、「ない」が243件、92.4%で、ほとんどのところが会計参与については設置する予定がないということです。「ある」が10件、無回答も10件です。

「顧問先企業との間で、報酬額に関して、意見は一致していますか」という質問では、「意見は一致している」が116件、44.11%。ノーアンサーが106件で、40.30%。「金額の開きがある」は41件、15.59%です。

ほとんどのところが導入を考えていないという

ことでしたので、それでは「会計参与の必要性についてどのようにお考えですか」と聞いてみました。答えは圧倒的に「設置する必要がない」で、161件、61.22%。「どちらとも言えない」が45件、17.11%。これで78.33%になります。ノーアンサーが31件、「設置する必要がある」は26件です。

会計参与については、そのメリット・デメリットがはっきりしていないことが、こういう結果に表れていると思います。会計参与を導入した場合、融資について優遇措置があるのはメガバンクの中でも三菱東京UFJ銀行だけで、融資枠の拡大、金利を0.05%優遇するという条件を出していますが、みずほ銀行や三井住友銀行あるいは信用金庫などにおいては、会計参与については一切触れられておりません。会計参与導入によってどういうメリットがあるか、ほとんど見えない状態ですので、税理士もこれが必要だと考える者はまだまだ少ないようです。

また実際、税務調査の時に考えもしなかったことが起こっておりまして、例えば、20万円以上の備品・消耗品費を減価償却資産として計上しなければならぬのですが、それを誤って経費計上していた場合、通常ですと、加算税だけの軽い罰金で済むのですが、「御社は会計参与が入っていて、税理士さんが全部確認して判断に関与しているわけだから、重加の対象になる」ということで、会計参与が入っているために罰金が大きくなってしまふ。そういうデメリットも現実には生じておりますので、税理士としては会計参与の設置には二の足を踏むところがあります。

次に「E-1 中小企業において経営の安定性を判断する際に自己資本比率の値を見ますか」に対しては、「見る」と答えたのが134件、50.95%。「どちらとも言えない」が79件、30.04%。「見ない」が39件、14.83%。ノーアンサーが11件、4.18%です。

これをどう判断するかです。見る人が50%を超えたと考えるか、50%しかいなかったと考えるか。私からすれば、自己資本比率を高めましようとか、自己資本というのは第一義的に重要な問題であるとよく言われているのに、50%しかありませんでした。要するに税理士は自己資本をそれほど重視していないのではないかと考えます。アメリカのように直接金融がなされる場所は、自己

資本比率を高めていくという手段としてあるのですけれども、日本は中小零細企業においては直接金融はまず機会がないので、非常に厳しいわけです。日本の税制からすると、利益の中から自己資本比率を高めていくとなると、今、実効税率が法人税の場合4割です。5年程前までは5割でしたから、200万円の利益がなければ100万円の資本増、内部留保はできなかつたのです。もしくは、役員報酬で払った中から、またさらにそれを増資するというのを考えると、自己資本の資金の調達コストが非常に高くなってしまいます。企業が成長していく時は他人資本に頼る方が圧倒的に資金の調達コストが安く済むので、投資効率が高くなります。日本の税制やシステムからすると、自己資本比率というのは成長のためにはかえって足かせになると経営者自身が考えているというのが、正直なところだと思います。

「見る」と答えた方に聞いてみると、「低いと、銀行がおカネ貸さないうらう」という回答が多かつたですね。やはり銀行は貸出基準として自己資本比率をかなり重く見るので、自己資本比率が高くないと貸してくれません。資金調達力が弱くなるから、安定性という意味で、自己資本比率は高くなければいけないという答えでした。

次にE-3で、「E-1で『見る』とお答えの場合、自己資本比率がどのくらいであれば安定的だと判断しますか」とお聞きしますと、「50%」が36件、26.9%、「30%」が34件、25.4%で、自己資本比率をあまり重視していない。5割あれば十分だと考えていることが分かります。

それでは「見ない」場合、何によって経営の安定性を判断するのかといいますと、一番重視しているのは「資金繰り」で、「役員」とか「オーナー」という言葉も多く見られます。社長、経営者がどれだけ資金力を持っているか、それによって企業は安定すると考えているようです。

「自己資本+役員借入金など」については、この間、東京税理士会とこの話をした時に問題になったのですけれども、銀行の金融機関に関する検査マニュアルですと、役員からの借入金は自己資本として考えるようにという指導書が出ています。だから「自己資本+役員借入金」で自己資本と考えるのだよということですが、その場におられた公認会計士の方によると、その方が銀

行の内部資料を見た限りでは、そのように処理されている案件は1件もなかつたそうです。監査マニュアルがそうなっていても、銀行の中では決してそのようにしていなかつたというお話でした。

また以前、法人税率が高くて、個人の税率が低かつた頃は、わざと役員報酬を多くして、会社を赤字にする。それで税金が低いところに資金を流して、役員から会社に貸し付けるという方法がかなり採られていました。特に金融庁の方でダブルスタンダードはないと言われる前の、担保主義による融資の決定がなされた頃は、その方法が広く採られて、中小企業では役員からの借入金が多くなっているという事例がよくありました。

次に「E-4 企業の経営状態が危機的であるか否かを判断する際に、純資産の額が影響すると思いますか」に対する答えは、「影響する」が171件、65.02%で、「どちらとも言えない」が59件、22.43%、「影響しない」が59件、22.43%ですから、危機的かどうかを判断する際には純資産の額が影響すると考えているということです。

「新会社法の施行により最低資本金制度が撤廃され、資本金が1円でも会社を設立することができるようになりました。この規定を受けて、資本金の額を増減させた顧問先企業はありますか」と聞きますと、「ない」が235件、89.35%、「ある」が15件、5.7%ですから、ほとんどなかつたと言えると思います。

「新会社法の施行を契機として、有限会社から株式会社に移行した顧問先企業はありますか」では、これも「ない」方が162件、「ある」が85件で、変えなかつたところが多いです。

変えなかつた理由で一番多いのは、有限会社のままですと定期的な役員の変更をしなくていいので、ランニングコストが安く済む。もう1つの理由は、新会社法による最低資本金制度を受けない株式会社と混同されてしまうので、むしろ有限会社のままの方が信用がある。その大きく2つの理由で、あえて有限会社を株式会社に変える必要はないという答えが返ってきました。

「新会社法施行後、設立した企業で最も少ない資本金額はいくらですか」と聞きますと、「300万円」が35件。これは旧会社法の有限会社の最低資本金額ですから、それにならうというところが多いのではないかと思います。1円が6件、1

万円が7件とかありますが、全体的に見て、10万円以下とか100万円以下はあまり多くない。資本金を小さくしてしまうと、会社がちょっと赤字を出すだけで債務超過になってしまう。なまじ会社にしたために、個人事業でいた時よりも、金融機関からおカネが借りられなくなってしまうという事態が生じる危険があります。私の周りの税理士にこの問題について口頭で聞きましても、あまり小さい金額での会社設立は勧めていないということでした。

最後に管理会計についてです。「F-1 以下の1~8の中で、顧問先企業から相談を受けた内容として、これまでに最も相談件数が多かったものと2番目に多かったものをお答えください」という質問に対して、最も多かったものは「業績評価・報酬」です。次が無回答で、「短期計画」「設備投資」「部門損益管理」と続きます。

税理士は法人税と役員報酬のバランスを考えながら、どちらに流した方が外に出ていくおカネが少ないか、税金が最少で済むポイントはどこか考えます。役員報酬は期中で増減できませんので、決算の時に、翌年の役員報酬はいくらにするか、来年度の業績評価がどうなるか、かなり話をすることが多いです。それを受けて、「業績評価・報酬」が相談内容の一番多いものとして挙がってきているのだらうと思います。

2番目に多かった相談内容は、ノーアンサーが53件で、次が「設備投資」「部門管理」「業績評価・報酬」「短期計画」「原価管理」という順になっています。

ここで「原価管理」というのをちょっと気に留めておいていただきたいのですが、最も相談が多かった内容では7番目、2番目に相談が多かった内容でも6番目で、原価管理についての相談件数が非常に少ないです。

ところが、次のページの「『F-1』の1~8の中で相談を受けたかどうかとは別に、顧問先企業が最も問題を抱えていると思うものと2番目に問題を抱えていると思うものをお答えください」では、最も問題を抱えているのは「業績評価・報酬」で、最も相談を受けた内容と一致しています。2番目に問題を抱えているのも「ノーアンサー」で、2番目に多かった相談内容と一致しています。ところが、最も問題を抱えている内容でも2番目に問

題を抱えている内容でも、2番目は「原価管理」になっています。

これは大きな問題で、企業は原価管理について多くの問題を抱えていて、誰かに相談したいと思っているけれども、税理士がその相談相手として認められていないということです。税理士試験科目に原価計算が入っていないので、税理士は基本的に原価計算が得意な人は少ない。そのためかとも思います。

では中小企業は原価管理の問題について誰に聞くかということ、まず相談相手としては公認会計士がありますが、公認会計士はコストが高い。中小企業診断士は、どこにいるかよく分からない。各県に中小企業振興公社があって、そこが窓口になっていろいろ研修などを行っています。そこに相談に行っている例がかなり多いようです。この中にもし将来、税理士を目指している方がいらっしゃれば、この問題に深くアピールできれば、大きな取りかかりができるのではないかと思います。

次に「F-3 以下のア~ケについて、顧問先企業が導入済みであるか、導入予定であるか、顧問先企業から相談を受けたことがあるか、そのいずれでもないか、該当する番号に○を付してください」ということで、まず「ア 標準原価計算」では、中小企業で原価計算制度を導入しているところは少ないけれども、「相談あり」が39件ですから、関心は高く、実際に税理士にかなり相談しているということです。

「イ 直接原価計算」では、やはり「いずれでもない」が142件で一番多いのですが、「導入済み」が43件で、これは頻度が高いのではないかと私はちょっと意外な気がしました。「相談あり」も33件で、「導入済み」と「相談あり」を合わせると76件で、標準原価計算よりも直接原価計算の方が注目度は高いことが分かります。

「ウ 活動基準原価計算」は、この活動基準原価計算自体、比較的新しいものなので、税理士の平均年齢が64歳、20代の税理士は5%以下であることを考えると、税理士自身の認知度が低いことも影響しているのではないかと考えられます。

「エ 品質原価計算」も「いずれでもない」が201件、ノーアンサーが44、「相談あり」が12、「導入済み」が3件ですが、本当かなと私は疑問に思っ

てしまうぐらいです。「導入予定」も3件ですから、「相談あり」と合わせると18件で、私が想像していたよりも多かったかなという感じです。

「オ ライフサイクル・コストニング」では、「いずれでもない」が195、ノーアンサーが45ですが、「相談あり」が18ですから、活動基準原価計算、品質原価計算よりもライフサイクル・コストニングは顧問先の関心が高いようです。「導入済み」も3件、「導入予定」が2件あるということです。

「カ バランス・スコアカード」については、「いずれでもない」が190件、ノーアンサーが43件、「相談あり」が15件、「導入済み」が9件、「導入予定」が6件となっています。新しい管理会計の手法の中で、バランス・スコアカードの導入や関心が高いのは、税理工務を請け負っている、あるコンピュータ会社が、このバランス・スコアカードに関する研修等を行って、広く宣伝して普及を推し進めた、その影響もかなりあるのではないかと思います。

「キ 原価企画」も、「いずれでもない」が188、ノーアンサーが45、「相談あり」が19件、「導入済み」が8件、「導入予定」が3件で、管理会計の手法の中では比較的関心度が高いようです。原価企画というのは、売価を意識して、売価から逆算して適正利益を取った上で、原価をこれで行おうということなので、価格圧力の強い今、この原価企画に眼が向けられているのかも知れません。

「ク EVA」については、「いずれでもない」が206、ノーアンサーが46、「相談あり」が8、「導入予定」が2、「導入済み」が1です。アメリカでは企業価値を表す指標としてしばしば用いられています。日本の場合、金融機関の融資条件の中にEVAという言葉がまだ出てきていないので、企業価値が必ずしも融資につながるわけではないということで、まだ関心は低いようです。ただ、私の事務所でも、後継者がいないために企業の売却を考えているという相談を受けることが多くなってきましたので、EVAは今後考えなければいけない問題だと思っております。

「ケ ミニ・プロフィットセンター」は、原価企画やバランス・スコアカードに比べると、関心が薄いようです。

以上がアンケート調査の内容ですが、この調査

結果から明らかになったことは、まず取締役任期延長の問題に関しては税理士が主導的な役割を果たしていたということです。

中小企業の会計に関する指針については、主要金融機関だけでなく、保証協会がチェックリストの提出により保証料の割引を行ったため、企業が融資を受ける際、税理士に作成を要望する企業が増えています。このことが普及を後ろから押す力になったということが大きいと思います。採用している理由は「資金調達を容易にするため」が40.3%ということで、金融機関からの要請が強かったことを裏付けています。

採用しない理由では「顧問先に採用するメリットがないため」が42.59%です。今の経済状況下において、税務上控除されないにも関わらず、退職金の積立を費用として上げて財務内容を悪くするというのは、企業側としては抵抗がある。赤字を増やしてしまうので、そういったことは企業としてはしたくないということが大きな妨げになっているかと思います。特に退職給付引当金等々、財務諸表に対する影響が大きいため、そういったことが大きな理由として考えられます。

会計参与も、企業にとってメリットが明確でないということです。しかも、重大な瑕疵があった場合、金融機関に対して連帯保証を負わなければならないという非常に重いものがあります。そういう危険を考えると、税理士の方はある程度の報酬をもらわなければとても受けられない。企業側にとってそれだけの報酬を払うメリットがあるかということ、金融機関の中でそれほど大きなメリットはまだ見られていない。したがって、税理士の中では会計参与に関してはあまり進められていない。

監査法人を退職した公認会計士が会計参与として中小企業に入って税理士業務を行うという例が、近年増えてきているという話が出てまいりました。会計参与を中小企業向けの公認会計士に代わる業務として公認会計士が捉えて、業務参入を図っているということが現実に見られるようです。今後どういうメリットが出てくるかが、この制度の普及に大きく関わってくるかと思われま

す。純資産に関しては、「これが絶対的なものではない。自己資本比率が50%から30%でも安定し

た企業である。自己資本比率が低くても、それ以外に要因がある」と考えているというのが中小企業の1つの特徴です。

これに関連して、この間、東京税理士会で発表したところ、中小企業の業績をどういうふうを考えるか、その実態を表す数字は何かという質問を受けて、その時明確に答えられなかったのですけれども、その後考えて、現在私は、税引き前当期純利益と役員報酬を足したもの、これが実際の中小企業の自由にできる利益だと考えて、それがかなりの部分でその中小企業の実態を反映する指針になるのではないかと考えています。

管理会計と原価計算に関しては、税理士がまだ不勉強で、税理士自身が相談相手になれていないという大きな問題点が明らかになったと思います。企業側から相談しているところは少数ですが、将来に向けて原価企画とかそういったものに対し

て相談されるケースも多くなっていくので、今後、税理士がこの分野でも相談相手になれるような方向に行かなければならない。中小企業は管理会計とか原価計算に関して相談する場所がないので、そういったものに対応できるようになっていければと考えています。

今まで中小企業の会計について、企業に対するアンケート調査は経営者とか会計担当者に対して行われていましたが、税理士に対する調査は行われていませんでした。本調査を行う前に予測していた通り、中小企業独自の特徴的な回答が得られたと思います。今回の調査を行うことによって、より中小企業の実態に近づくことができたと考えております。今後さらに研究を進めて、中小企業の独自なもの、特徴を、さらに明らかにできればと考えております。

以上です。どうもありがとうございました。